

秋田県外から鹿角市へ移住してきた方へ

引っ越しに関する費用※ を補助します

● 補助対象経費

補助対象経費の2分の1以内の額
(千円未満切捨て)

世帯上限 90,000円

単身上限 50,000円

引越し業者への 支払経費



家財運搬の経費



例) ・レンタカー代(トラック等)
・レンタカー利用時の高速代
・宅配便の経費

不用品処分費



例)
・家電処分にかかる経費

申請から振込までの概要

登録する(転入前) **転入前の登録が必要**

- 秋田県「**移住定住登録**」または「Aターン登録」
- 移住した年・または翌年に市内で新規就農を目指す方

※本補助を受けるための要件となります。

転入・申請 (補助金の申請)

提出期限は転入から**1カ月以内**です。

※申請書に合わせ、裏面の「経費に関する必要書類」を合わせてご提出ください。

もらう(補助金の交付)

交付決定後にご指定口座にお振込みとなります。

※お振込みまでの目安は申請から概ね1か月となります。

秋田県「**移住定住登録**」

登録はお済みですか？

▶初めての秋田暮らし応援事業
10万円

(※県にて予算がなくなり次第終了)

■サイト「秋田暮らし はじめの一步」



※以下に当てはまる方が対象となります

簡単チェック☑！

- 秋田県外から転入した方
- 秋田県ふるさと定住機構の登録者、または市内で新規就農を目指す方。
- 転勤等により本市へ転入した者ではない。
- 世帯員全員が任期の定めのない職員の給料表が適用される公務員ではない

※詳しい要件や申請方法などは裏面をご確認ください

【申請・問い合わせ】

鹿角市総務部 政策企画課 鹿角ライフ促進班

TEL: 0186-30-0208

メール: k-life@city.kazuno.lg.jp

「引っ越し補助の件」とお伝えください

県外から鹿角市へ移住した世帯を対象とした制度です

■ 補助対象要件

申請者要件

※以下のすべての要件に該当する方が、補助金の対象となります。

- 秋田県ふるさと定住機構の登録者又は移住した当該年若しくは翌年に市内で新規就農（研修を含む。）を目指す者であること
- 秋田県外より転入した者で、本市に住んでいたことがある場合は、転出した日から1年以上経過した後に市内に転入した者であること
- 鹿角市の住民基本台帳に住民登録されていること
- 転勤等により本市へ転入した者ではないこと
- 交付決定日から、引き続き3年以上市内に居住する意思があること
- 生活保護受給世帯でないこと
- 世帯員全員が任期の定めのない職員の給料表が適用される公務員ではないこと
- 過去に本補助金を交付されたことがないこと

返還要件

※いずれかに該当する場合は補助金の取り消し、または返還を求めます

- ・交付決定を受けたものおよびその世帯員全員が交付決定通知の日から、3年以内に市外へ転出した場合
- ・申請の内容に虚偽があった場合
- ・本補助金の交付を受けた者及びその者の世帯員のいずれかが、「鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援補助金」の交付決定を受けた場合
- ・その他、市長が返還の必要があると判断したとき

●「経費に関する必要書類」：下記の内容確認が取れることが前提となります。

【引っ越し業者を利用した場合】・領収書

- 引っ越し業者の領収証

宛て先は申請世帯員のいずれかの宛名となっていること / 業者名、経費の明記がある

引越し業者への
支払経費



【業者を利用せず、引っ越し荷物の運搬を行った場合】 ※①・②に該当する経費が対象

① レンタカーを使用した場合 <<自家用車、知人から借りた場合は対象外です>>

- レンタカー代※の領収書（領収書の宛名は世帯員いずれか、個人名となっていること）
 - ・トラック、4ナンバー車（ハイエース、タウンエース等の営業車）の車両に限ります。
 - ・最大1泊2日分
- 高速道路利用料「利用証明書」 <<レンタカー利用時のみ対象>>
 - ・転出地～転入地に利用した場合に、片道分の利用料金が対象となります。

家財運搬の経費



■ その他（燃料費）※書類不要

- ・①に該当する場合、燃料費として、「転出地～本市へ向かう片道分の燃料費」を市の規定により、算出します。
（参考）距離×20円／1キロの燃料費

② 郵送・宅急便等を利用した場合

- 送り状などの写し（「内容」「発送料金」の確認が取れるもの）

【不用品を処分した場合】

- 処分に要した領収書や経費・内容が分かるもの

不用品処分費



申請

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 住民票抄本 ※移住した世帯全員分・発行日から1か月以内
- ③ 上記の経費に関する必要書類
- （その他）判子、振込先情報が分かるもの（通帳等）

※申請期限

鹿角市への転入後、1カ月以内